

ベグライテン

憲法カフェ@四ツ谷のご案内

私たち国民の熱心な運動と野党の結束のおかげで、自民党と安倍政権は昨年の臨時国会での改憲案提示を断念せざるを得ませんでした。しかし、安倍自民党は、決して諦めたわけではなく、いま開会中の通常国会で強引に改憲手続きを進めようとしています。

私たちは、自民党が憲法審査会で検討してもらおうと言っている改憲案をもう一度勉強し直しているところです。その第5回目として、「緊急事態条項」の問題を取り上げます。なぜ安倍首相が緊急事態条項に固執するのか、もう一度みんな考えてみたいと思います。

もともと初心者向けの勉強会です。ご家族、友人を誘ってご参加ください。SNS、MLなどで、宣伝して下さるようお願いいたします。

.....

ベグライテン 憲法カフェ (第3期 第6回)

自民党改憲案を学ぶ(その5)

～ 緊急事態条項って なあに? ～

□ 日 時：2019年3月28日(木) 19:00～21:00

□ 場 所：東京法律事務所 1階会議室

アクセス：JR 四谷駅・四谷口前（しんみち通り入口横のファミリーマートの隣）

Tel:03-3355-0611 <http://www.tokyolaw.gr.jp/about/location.html>

□ 提題者：岸 松江 弁護士(東京法律事務所)

森 正樹 さん(ベグライテン世話人)

□ 司 会：関根 和彦 さん(ベグライテン世話人)

□ 参加費：1人500円+印刷代(100円程度)(提題者への謝礼を含む)

□ 飲み物は各自持参してください。

□ 連絡/問合せ先：大塩：veu03273@nifty.ne.jp 関根：090-9146-6667